

茨障第3572号
令和7年11月26日

指定障害福祉サービス事業者 管理者様
移動支援事業者 管理者様
日帰りショートステイ事業者 管理者様
地域活動支援センター事業者 管理者様

茨木市福祉部障害福祉課
課長 井上 寛之

契約内容報告書等の提出省略について(周知)

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、下記のとおり取り扱いますので、ご確認いただきますようお願いします。

記

1 契約内容報告書等の提出省略

業務効率化の観点から、令和7年11月より契約内容報告書等※の提出について省略可(提出不要)とする。

- ※契約内容報告書等
- ・契約内容(障害福祉サービス受給者証・地域相談支援助受給者証記載事項)報告書
 - ・契約内容(地域生活支援事業受給者証記載事項)報告書
 - ・契約支給量臨時調整報告書

2 その他

(参考)

令和7年7月「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(国)
「契約内容(障害福祉サービス受給者証・地域相談支援助受給者証記載事項)報告書
契約を締結した事業者は、新規に契約したとき、契約を終了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書により、その契約内容を市町村に遅滞なく報告しなければならない。
(中略)ただし、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であつて、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができる。」

<問合せ先>
茨木市福祉部 障害福祉課
認定給付1・2グループ(担当:太田)
Tel: 072-620-1636(直通)
Email: syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp